厚生労働省　健康・生活局　食品監視安全課　御中

今川正紀　　指導課長
小野陽介　　指導課長補佐
早田まり　　指導係長

2024 年 12 月から、これまで 10 回の「要請書」をお送りしています。
ご回答をいただき、感謝申し上げます。
今回 11 回目の「要請書」をお届けいたします。
2026 年 12 月 18 日（金）までにご回答をいただきたく、お願い申し上げます。
※赤字が質問項目となります。

①「カネミ油症の診断＝認定基準」（現行）について、引き続きお尋ねします。
本年 6 月 20 日「第 27 回三者協議」終了後の”ぶら下がり会見“において、
「現行のダイオキシンの血中濃度 50 ピコグラムという診断基準には、
“法的根拠がない”と思うのですが、いかがでしょうか」の問いに対し、
厚生労働省の担当者（堀岡伸彦食品健康被害管理室長・当時）は、
「はい、法的根拠はありません」と認めました。

とするなら、
何を根拠にして、現行の診断基準が生かされているのか？
明確にお答えいただきたい。
（厚生労働省の回答）
全国油症研究班における研究成果等の科学的根拠に基づいて策定されているものです。
と回答がございました。
改めてお尋ねいたしますので、お答え願います。
一）法的根拠がないことを、お認めになりますね？
二）法的根拠がないと認められる今、「全国油症研究班における研究成果等の科学的根拠」の具体的な内容を教えてください。

②「カネミ倉庫の医療費未払い」問題の件
8 回目「要請書」の回答（4 月 24 日）において、
「・・・カネミ油症患者に係る医療給付費の取扱いについては、カネミ倉庫による国民健康法第 64 条の第三者行為に該当することから、保険者において第三者行為に伴う損害賠償金として調定し、債務管理を行っている認識です」とあり
上記の難しい表現を読み解くとしたら、

1）カネミ油症患者の医療給付費（自己負担分を除く残額）は、カネミ倉庫が負担する
2）当該自治体が公的資金（税金）で負担している医療給付費（長崎県五島市の場合、総計 24 億円超）について、国には全く関わりがない

という理解でよろしいでしょうか？ご回答をお願いいたします。
に対して、
（厚生労働省回答）
必ずしもそのような趣旨ではなく、前回の回答で「カネミ油症患者に係る保険給付費は、カネミ倉庫による第三者行為に該当しますが、カネミ倉庫より損害賠償金の返還があるまでは、特例的に国庫負担金の対象としている」とお答えしたとおりです。
とご回答いただきました。

それでは、重ねてお聞きします
一）本年 10 月 21 日、出口　太　五島市長が、厚生労働省村山　誠事務次官と面談しています。五島市はカネミ倉庫に対し、令和 7 年末段階で、損害賠償金として、総額 24 億 5532 万 2898 円を請求しています。
厚生労働省はこの件について、どのように対処するのか、お答えください
二）上記の回答で、“特例的に国庫負担金の対象としている”とありますが、具体的に国として、
”肩代わり“をしているのか否かを教えてください
“肩代わり”をしている場合、その金額はどのくらいでしょうか

③ 本年 7 月14日、第221回国会　参議院　厚生労働委員会において、秋野公造議員（公明）が「カネミ油症の診断基準」について質問を行いました。
秋野「50 ピコグラムという基準について、曝露した時に 60 ピコグラムだったが、30 年経つと 0.8 にまで減少しており、測定する時期に応じて、判断は異なることが明らかになっている。半減期を考慮した判定が行われているか」と聞きました。
政府参考人（大坪寛子）は、血中濃度や半減期に関して個人差があるとしつつ、「現行診断基準におきましては、血液検査の結果のみならず、発病条件と症状それから所見を参考にして、受診者の年齢及び時間的経過を考慮の上、総合的に判断するように明記されています」と答えています。
改めてお聞きします。

ー)ここで言う“総合的判断”の中で、50 ピコグラムというのは、必ずしも“必須条件”ではないと考えてよろしいでしょうか？

④「カネミ油症事件及び被害者の実相」を伝えるため、講話（語り部）の体制を構築していただきたい

厚生労働省の所管事項に「原爆被爆者と被爆の実相を伝える」ために、全国からの依頼に応じて、被爆者証言者、家族証言者、交流証言者が訪ねる事業がある。カネミ油症事件発生から 58 年が経過した今、「食の安心・安全」は国民にとって喫緊の案件と考えられる。

そこで、

ー)カネミ油症の被害者、その家族（子や孫）、カネミ油症を伝える方々を登録し、全国において講話する仕組みを立ち上げてはどうか？

今回は以上4項目について、ご回答をお願いいたします。

2026 年 11 月 24 日

カネミ油症被害者救済プロジェクト
共同代表　稲塚秀孝
藤原寿和